

改正

平成12年6月5日選挙管理委員会訓令第7号

平成19年3月30日選挙管理委員会訓令第8号

平成27年12月3日選挙管理委員会訓令第3号

平成28年4月7日選挙管理委員会訓令第3号

新潟市選挙管理委員会規程

新潟市選挙管理委員会規程（昭和21年新潟市選挙管理委員会告示第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条—第9条）

第3章 会議（第10条—第15条）

第4章 委員長の職務権限（第16条—第18条）

第5章 事務局（第19条・第20条）

第6章 告示及び公印（第21条・第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか新潟市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織

（委員長の選挙）

第2条 新潟市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じである者があるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

（委員長の臨時職務代理）

第3条 委員の全員の改選後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第5条 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長職務代理者の指定)

第6条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理する委員(以下「委員長職務代理者」という。)を、あらかじめ会議にはかり指定しておかななければならない。

(委員等の退職の手続)

第7条 委員長がその職を退職しようとするときは、委員長職務代理者に文書により届け出なければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長に文書により届け出なければならない。

(所属党派に関する届け出)

第8条 委員又は補充員が、新たに政党その他の政治団体に属し、又は政党その他の政治団体の所属を変更したときは、委員長に届け出なければならない。

(委員長及び委員の異動の告示)

第9条 委員会は、委員長及び委員に異動があつたときは、その者の住所、氏名を告示しなければならない。

第3章 会議

(会議の招集)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が会議を招集するときは、委員に会議の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(会議の招集の請求)

第11条 委員が委員長に対し会議の招集を請求するときは、会議の議題及び提案理由を付記して委員長に提出しなければならない。

(欠席の手続)

第12条 委員会の会議に出席できない委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(意見の聴取)

第13条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴取することができる。

(会議録の調製)

第14条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には委員長が署名しなければならない。

(議事の手続)

第15条 本章に規定するもののほか、委員会の会議の開閉、議案の審議、議決等委員会の議事に関しては、新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）の例による。

第4章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

第16条 委員長の担任する事務は次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議に議案を提出し、かつ、その議決を執行すること。
- (2) 公印及び書類の保管に関すること。
- (3) 書記長及び書記の給与及び服務に関すること。
- (4) その他委員会の事務に関すること。

(委員長の専決事項)

第17条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは委員長においてこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、委員長は、次に開催される会議において報告しなければならない。

(職務の補助執行)

第18条 委員会又は委員長は、その職務の一部を区選挙管理委員会又は区選挙管理委員長に補助執行させることができる。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第19条 委員会の所掌事務を処理するため委員会に事務局を置く。

(職員の服務、人事評価その他の身分取扱い及び事務処理)

第20条 職員の服務、人事評価その他の身分取扱い及び事務処理に関する規程は別に定める。

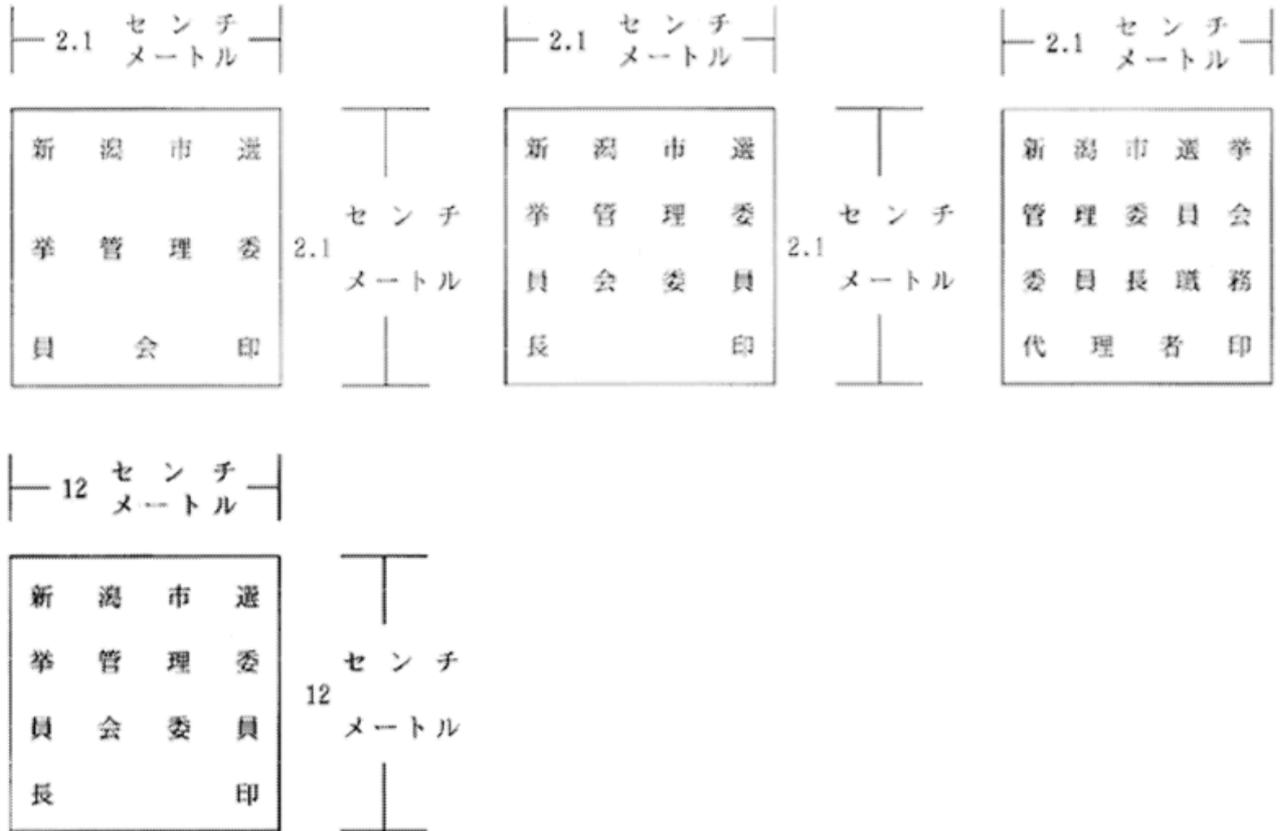
第6章 告示及び公印

(告示の方法)

第21条 委員会及び委員長が行う告示は、新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）による公告式によつてこれを行う。

(公印の様式)

第22条 委員会、委員長及び委員長職務代理者の公印は次のとおりとする。



一部改正〔平成12年選管訓令7号・19年8号〕

第7章 雑則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年12月20日から施行する。
- 2 この規程中委員長の選挙に関する規定の適用については、次の委員長の選挙からこれを適用する。

附 則（平成12年選管訓令第7号）

この規程は、平成12年6月5日から施行する。

附 則（平成19年選管訓令第8号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年選管訓令第3号）

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則（平成28年4月7日選管訓令第3号）

この規程は、平成28年4月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。